

非常災害時等の臨時措置について

[令和3年6月1日現在]

愛知教育大学附属特別支援学校

【本校が臨時措置を取る非常災害時等とは、概ね以下の事象を指します】

- ・地震，暴風雨雪により，本校で災害が発生したとき
- ・気象庁より，本校もしくは本校の児童生徒の居住地に暴風・大雨・大雪・暴風雪にかかる警報及び特別警報が発令されたとき

【令和3年度における本校児童生徒の居住地及び該当地域】

岡崎市，豊田市西部，安城市，知立市，西尾市，みよし市
蒲郡市，豊明市，名古屋市
西三河南部，西三河北西部，東三河南部，尾張東部
愛知県西部，愛知県東部，愛知県全域

【非常災害時等が発生した場合の授業及び登下校について】

1 午前6時の時点で，非常災害時等の事象が発生している場合

学校は臨時休校とします。

※午前6時以前に上記の警報が解除され，授業を実施する場合においても，交通機関の運休や道路・橋の決壊等の交通遮断により，「児童生徒が安全に登校できない」と保護者が判断された場合には，登校を見合わせていただいて構いません。ただし，その場合は，電話等で必ず学校に連絡をください。

2 午前6時から始業（8：30）までの間に，非常災害時等の事象が発生した場合

学校は臨時休校とします。

ア 該当の警報・特別警報が発令された時点で，児童生徒が自宅にいる場合は，登校をさせないようにしてください。

イ 該当の警報・特別警報が発令された時点で，児童生徒がすでに自宅を出ていた場合，可能な限り児童生徒を自宅に戻す措置を取ってください。また，児童生徒が学校へ到着した場合には，学校から保護者へ連絡し，児童生徒の帰宅手段を確認させていただきます。その後，児童生徒を下校させる，あるいは保護者に迎えに来ていただいたところで引き渡します。

3 始業（8：30）後に，非常災害時等の事象が発生した場合

発生した事象を確認した上で授業を中止し，教職員の指示によって下校させます。

ア 全児童生徒が安全に下校できることを確認した上で，速やかに通常の通学方法で下校させます。

イ 児童生徒の安全な下校が困難と判断した場合には，学校に待機させ，保護者に迎えに来ていただいたところで引き渡します。

【その他】

- 気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」において，「巨大地震警戒」あるいは「巨大地震注意」が発表された場合にも，上記の1～3と同等の対応にします。
- 通学用交通機関がストライキによる不通の場合も，上記1～3に準じた対応にします。